

平成 23 年 8 月 30 日

嵐山町議会議長 藤野 幹男様

文教厚生委員長 渋谷 登美子

## 所管事務の調査報告

本委員会は所管事務を下記の通り、報告します。

### 記

本委員会は、「文教厚生委員会に関係する施設とそれにかかる人的配置」と「古里地区養鶏場跡地残土処分について」を閉会中の特定事件とし、6月24日、7月15日に委員会を開催し、調査研究した。

#### 1、文教厚生委員会に関係する施設とそれにかかる人的配置について

6月24日、委員会を開催し、内田子ども課長に、今後子ども数見込みについての説明を求めた。添付資料のとおりであり、平成29年度までが、現在の嵐山町子ども数からの推計であり、それ以降については第5次総合振興計画の人口推計の計算方法から求められてものである。平成23年度は、小中学校の児童生徒数は1407人であるが、平成29年度は1166人になる。10年後の小中学校児童生徒数は1055人になる。

その後、菅谷中学武道場、技術科棟、南部ふれあい交流センター、北部ふれあい交流センター、七郷小芝生の状況を視察した。

菅谷中武道場では、柔道部の生徒が部活動をしており、武道場の状況について尋ねた。生徒から、柔道場の敷居の壁がポロポロと落ちること、床下が腐っており、畳がへこむこと、ダニがいるという指摘があった。

部活動の指導者からは、鍵をかけても窓の餐が磨り減っているため持ち上げて、武道場にはいることができること、現在、窓を持ち上げてははずすことができないように、壁と窓に別鍵をつけている、又、倉庫の入り口を壊して中に入ることができることなどの指摘があった。

剣道場についても同様に壁等にへこみがあるが、床については剣道をするのにちょうどよい硬さであるという話だった。

武道場についてはガラスが割れた場合などの最低限の修理はするが、武道場についての方向性が決まっていないため、部活動や授業を行う施設としての根本的な見直しは行われていない。

技術科棟については、2教室あるが、現在、東側の教室は、体育館改築のために一時的な倉庫として使用しており、東側の教室で、木工・金工とも授業を行っている。築 年のプレハブである。運動場から見える外壁が雨風のせいではがれている状況であった。

その後、南部交流センターを視察した。

ふれあい交流センターであるが、元鎌形小の特別教室棟であるため、大人用のいす。テーブルがない。又、焼物の釜が置いてあり、小学校の授業で活用し、しばらくは使っていないということである。

次に北部交流センターを視察した。北部交流センターのホールは屋根が平屋根であるため、落ち葉が積もり、そのために屋根がプール上になって雨漏りがしていた。現在は屋根を掃除するようにして、雨漏りはない。図書室、調理室、集会室、和室等を視察した。

次に、七郷小校庭の芝生化の状況をみた。前年より、芝生の部分が広がっていた。

7月15日、6月24日に撮影した菅谷中武道場、技術科棟、南部ふれあい交流センター、北部ふれあい交流センターの映像を見て、菅谷中武道場、技術科棟について議論し、その後、玉ノ岡中武道場ならびに將軍沢の町有林を視察した。

#### 議論からの要望

(1) 菅谷中武道場ならびに技術科棟については、生徒数の減少も考えた場合、玉ノ岡中と菅谷中を10年ないしは20年後には統合することも考えられ、その場合には、菅谷中に武道場と技術科棟を併合した特別教室棟の建設が必要になることも推測される。時期をみて、体育館南側に、武道場と技術科棟を併合した特別教室棟を学校教育施設として建設されるように要望する。体育館南側は東西45m、南北20mあり、玉ノ岡中武道場は30.6m×18.5mの大きさであるため、敷地としては十分にある。菅谷中に武道場ならびに技術室の併合した特別教室棟を建設するにあたっては、100年くらいは使用することを考え、元鎌形小特別教室棟のように木造りの施設とし、將軍沢の町有林の杉・檜を活用することを要望する。

現在の武道場については、床下の土台の修繕を行い、武道場内の壁がはがれる現状を修繕し、授業ならびに部活動での生徒の安全の確保に即刻努められるよう要望する。

技術科棟については、外壁のはがれを修繕し見苦しくないようにすることを要望する

(2) 南部交流センターは、調理室が子ども仕様であり、自然環境も優れているので町内外の子どもたちの宿泊合宿の施設として活用するように広報化を要望する。

又、南部地区のふれあい交流センターであるので、会議ができるように大人仕様のテーブルといすの設置を要望する。

焼物用の釜があるので、陶芸教室などの特色のある講座の開催が可能であり、釜の活用ができるように準備されたい

(3) 北部交流センターは、舞台とホールがあり、芸能等を中心にした講座の開催ができるので、ホールをアピールする必要がある。又、図書室を人間的に可能であれば図書館の分室として活用されたい。

(4) 南部交流センター、北部交流センター、ふれあい交流センターで、1年毎に順番で「ふれあいまつり」を開催し、地域交流で、活性化を進められたい。

以上、最終報告とする。

## 2、古里地区養鶏場跡地残土処分について

6月24日、須藤環境農政課長より古里地区養鶏場跡地埋め立てについての経過の説明を受けた。

平成 22 年 6 月より 12 月まで、不動産プランナー武澤氏が鶏舎の取り壊しと土砂搬出をおこない、町は嵐山町環境保全条例ならびに嵐山町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例により対応していたが、12 月に武澤氏が死亡した。平成 23 年 5 月事業者が変更になり、事業規模 7242 m<sup>2</sup>の土地への残土堆積として、豊栄興行高橋豊氏に埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例 16 条により許可された。

5 月 12 日から土砂が搬入され、5 ヶ月間で事業終了予定であり、すでに 3 分の 2 が終了している。土砂の搬入に際し、前の事業者が埋め立てていた鶏舎の鉄骨などがあり、其れを産業廃棄物処理業者に処分依頼し、その後、再度土の搬入をして、全体を平坦にし、道路面よりも 30 センチ高くなり、奥は道路面よりも 1m 上がる予定である。7 月 15 日現在鉄骨等の産業廃棄物の処理が終わらずに埋め立ては中断している状態であるという。

6 月 11 日、馬内公会堂において、事業者による説明会が開催され、地元の要望は受け入れること、今後、地元の要望があれば土壌検査を行うことなどが協議された。

説明後、現地を視察し、道路の破損等について確認した。

7 月 15 日の委員会では、現状について協議した。

町の残土条例の場合、隣地同意が必要であるが、3000 m<sup>2</sup>以上の面積である場合、埼玉県の許可になり、隣地同意は必要とされない。本件の場合、周囲に水道がなく、飲料水に井戸水を利用している家庭もある。このような状況を埼玉県は知らないと考えられ、搬入される残土については十分な調査が必要である。

500 m<sup>2</sup>から 3000 m<sup>2</sup>以内の場合は、嵐山町の許可になるが、3000 m<sup>2</sup>以上の面積への埋め立ては埼玉県の許可になるため、埼玉県の許認可であっても隣地同意を得るように指導を求めるよう意見書を提出することにした。なお、隣地同意に当たって、周囲を分筆し、隣地同意を無意味化する事業者がいることから、適正な指導をすることを求めることとした。

以上、最終報告とする。